

介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の情報共有体制

A 感染者等が発生した介護サービス事業所

- 利用者または職員に、感染者等(感染者、濃厚接触者、PCR検査予定者のいずれかに該当する者)が発生
 - ↓
- 速やかに、「発生状況」及び「事業所の対応状況」を①当該利用者の担当居宅介護支援事業所、②関係する介護サービス事業所等、③南あわじ市長寿・保険課に報告
 - * 情報提供にあたっては、事前に利用者、家族に説明するとともに、個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮してください。
 - * 感染者の発生に備え、事前に「他の介護サービス事業所等の利用状況」や「居宅介護支援事業所の一覧表」を作成しておいてください。

指定権者
(県・市)
保健所

情報共有

連携

B Aの利用者の担当居宅介護支援事業所

- Aより報告を受ける
 - ↓
- 該当ケースについて関係する介護サービス事業所等と連絡調整
 - ↓
- 該当ケースの以降の介護サービスの提供等について検討
 - * 普段から積極的な利用者の状況把握に努め、利用者が、感染者等(感染者、濃厚接触者、PCR検査予定者のいずれかに該当)であることが判明した場合は、速やかに当該利用者の関係するサービス事業所等に報告してください。また、利用者に対しても、感染の疑いがある場合は、居宅介護支援事業所等に申し出ていただくよう周知してください。

説明

利用者

状況把握